

「横浜市多文化共生総合相談センター」では、

横浜で暮らしている外国人から、

11の言葉で相談を受けます。相談は0円です。

相談の内容は、他の人に話しません。

### たとえば

- ・在留手続きについて相談したい
- ・どこで日本語の勉強ができるの？
- ・英語が話せるお医者さんをさがしている
- ・子どもの勉強が心配 など

電話で相談をする

センターに来て相談をする

相談員と、直接相談ができます。

通訳と電話やタブレットをとおして、相談ができます。(翻訳機を使う時もあります。)

区役所などと電話をつないで、相談もできます。

※センターに来られない人は、横浜にある国際交流ラウンジに聞いてください。

- 生活相談：横浜での暮らしの相談をうけます。情報を教えます。
- 電話通訳：区役所などに何か聞きたい時、予約をしたい時、電話通訳をします。
- 通訳派遣：区役所などにボランティアの派遣・紹介をします。(0円です。お金が要るものもあります。)
- 専門相談：法律の相談、在留資格の相談、教育の相談など。(0円です。)
- 証明書の英訳：日本の戸籍、住民票を英語にします。(お金が要ります)

#### 曜日と時間

月曜日～金曜日：10:00～17:00(受付は16:30まで)

第2・第4土曜日：10:00～13:00(受付は12:30まで) ※電話での相談は日本語、英語、中国語、スペイン語のみ

日曜日、祝日、12/29～1/3は休み

#### 専門相談

(予約をしてください)

行政書士相談：毎月 第1木曜日：13:00～16:00(1回45分)

教育相談：第2・第4土曜日：10:00～12:30